

いわき市長

渡辺 敬夫 様

東日本大震災からの復旧・復興
に向けた第1次提言書

平成23年8月26日

いわき市議会議長

蛭田 克

東日本大震災からの復興のため、日夜御尽力されている市長はじめ多くの市職員に敬意を表します。

議会としましては、本年7月29日に、「東日本大震災復興特別委員会」において検討した「緊急提言書」を提出し、復興・復旧に関する喫緊の課題について提言したところではありますが、それに続く中・長期的な課題について、その後も継続して検討を重ねて参りましたものを、今般、第1次提言として取りまとめたところでもあります。

このたびの第1次提言においては、復興計画の策定に当たってその基本に据えるべき事項や、並行してさらに推進すべき市民生活の復興支援等につきまして、市民の声を届けるとともに、議会としての基本的な考え方を明らかにしようとするものです。

全市を挙げて復興に取り組んでいる今日、議会においても各議員の英知を結集して復興に向けた道筋を探求し、議論を重ねた集成である本提言が、今後における復興計画策定の一助となり、計画の内容がより充実したものとなることを期待して提言いたしますので、特段の御配慮をお願い申し上げます。

1 生活再建支援・居住環境整備

- (1) 被災者支援
- (2) 生活再建助成制度等の整備
- (3) 地域コミュニティの再生
- (4) 医療・介護・福祉の高度復興
- (5) 情報の共有と支援体制のあり方
- (6) 情報通信網の整備
- (7) 他自治体との連携強化等

2 地域産業再生・復興及び雇用対策

- (1) 情報の把握・発信
- (2) 都市魅力イメージ戦略
- (3) 風評被害対策
- (4) 地域経済支援
- (5) 雇用対策
- (6) 新エネルギー・再生可能エネルギー産業

3 防災まちづくり及び原子力災害対策

- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 災害に対応し得る地域力の再生・強化
- (3) 防災インフラなどの高度整備
- (4) 復旧・復興に要する財源の確保
- (5) 市の取り組み及び組織体制
- (6) 原子力発電所事故への対応
- (7) 放射性物質への対応

1 生活再建支援・居住環境整備

(1) 被災者支援

- ア 各種支援制度について、被災者間で格差が生じないように、該当する関連制度を一括して利活用できるワンストップ体制を構築するとともに、遡及申請できる場合の手続きについても弾力的に取り扱うことができるよう国等に対し要望すること。
- イ 公費負担によらず民間賃貸住宅に入居している被災者などについて、その実態を把握するとともに、一時提供住宅に入居している被災者などとあわせ、NPO法人などからの情報も含めた被災者支援の情報を積極的に提供すること。
- ウ 被災者に対する「ふるさとだより」などの広報紙を用いた情報提供については、適時適切な情報の掲載はもちろんのこと、発行頻度や市外避難者への配布についても適切に対応すること。

(2) 生活再建助成制度等の整備

- ア 被災者の生活状況を調査し、物資の給付が必要な世帯に対しては、需要に応じた支援物資を継続して給付すること。
- イ 日本赤十字社による支援物資が給付されるまでの期間について、可能な限り短期化を図るよう要望すること。

(3) 地域コミュニティの再生

- ア 各地域における自発的なコミュニティ活動と、リーダーやサポーターなどの人材育成を促進するなどし、地域内の連携・協力体制の強化を図ること。
- イ 集会施設等について、地域コミュニティの再生に向け、早急に修繕等を行うとともに、あらためて被災後の状況を踏まえた適正

な配置等を調査・検証し、地域の共同スペースの確保・充実を図ること。

(4) 医療・介護・福祉の高度復興

- ア 有事に備え、関係機関において、高齢者や障がい者などの災害時要援護者の情報を共有・活用し、当該要援護者に対する支援体制を強化すること。また、社会福祉施設等に対する救援のあり方も検討し、支援体制を構築すること。
- イ 潜在的な災害時要援護者について、生活状況を把握できる仕組みをつくとともに、適切なサービス提供のあり方も検討し支援体制を構築すること。
- ウ 行政嘱託員や民生児童委員などの活動のあり方について、地域における市行政の連絡体制や社会福祉増進活動体制等を見直し、適切な体制を構築すること。
- エ 保育所をはじめとする社会福祉施設等の入退所や各種福祉サービスの利用などについて、福島第一原子力発電所事故が収束しないなどの異常事態においては、平常時とは異なる状況にあることを踏まえ、柔軟に対応できる新たなルールを検討し構築するとともに国等に対しても要望すること。

(5) 情報の共有と支援体制のあり方

- ア 全国避難者情報システムの活用について、さらなる広報の徹底を国等に対し要望すること。
- イ 個人情報の管理について、被災者支援の観点から、有事の際には、被災者を支援するNPO法人などに対しても、個人情報の提供ができるよう弾力的な取り扱いを検討し構築すること。
- ウ 復興に向け、行政機能の連携強化はもちろんのこと、NPO法

人などの民間事業者や教育機関などにも協力を求め、多様な主体による連携体制を構築すること。

(6) 情報通信網の整備

- ア 市域におけるコミュニティ放送（FMいわき）を主とした行政情報の受発信を確保するため、難聴地域を解消するとともに、災害ラジオ等を配布するなど体制整備を図ること。
- イ 情報ネットワークの構築に当たっては、既存資源の高度利活用も視野に入れながら、有事の際も有効かつ確実に活用できる重層的な情報伝達手段を整備するとともに、地域間格差の是正を図ること。

(7) 他自治体との連携強化等

- ア 他自治体との友好交流を図り、災害時等における相互応援協定を締結するなど、有事に備えた対策を講ずること。
- イ 一部の隣接自治体と締結している災害時等の応急給水等にかかる相互応援について、他の隣接自治体とも同様の協定を締結するなどの対策を講ずること。

2 地域産業再生・復興及び雇用対策

(1) 情報の把握・発信

ア 情報発信力の強化

ホームページへの掲載によって情報発信が完了するわけではなく、多様な情報発信手段を複合的に活用する必要があるのであり、当局として意識改革に努め、情報発信力の強化を図ること。

イ 国・政府機関等の発信力活用

政府や国会施設で、いわき産の食料品等を消費してもらうよう要望し、安全性をアピールすること。

(2) 都市魅力イメージ戦略

ア 景観美と防災力を兼ね備えた海岸線域の整備

(ア) 津波対策としての防潮林の効果が見直されていることから、海岸線に防潮林を植樹し、併せて沿岸域の美しい景観の創出ができるよう、植林事業を興すこと。

(イ) 植林事業に当たっては、地元地域との合意形成や維持管理の体制作りを入念に行うこと。

イ 復興庁及び原子力関連研究機関の本市への誘致

本市を、原子力発電所事故からの復興拠点と位置付け、風評被害の解消と復興政策の強力な推進を図るため、復興庁及び原子力関連研究機関を本市へ誘致すること。

ウ 再生可能エネルギー産業拠点化

エネルギー産業先進都市への進化・復興を目指すため、本市地域の日照条件を生かした太陽光発電をはじめ、再生可能エネルギー産業の拠点としての地位を確立できるよう、本市の環境を整備すること。

エ 冬休みスポーツイベント等による児童・生徒招致事業

各種スポーツ大会等を通じ、冬休み期間中に子供たちを本市に招致する事業を企画し、交流拡大によって本市のイメージ回復を図ること。

オ 定住魅力増進事業

相双地区からの避難者が、本市を将来にわたっての定住地として考えられるよう利便を図り、本市に居住する魅力を高めること。

カ 新病院建設事業

放射性物質の問題が長く懸念されるであろう状況にかんがみ、暮らしの安心のため、また、放射性物質対策の拠点として、専門的な医療技術を集積し、専門医師を擁する新病院の存在は、都市として大きな魅力となり得ることから、新病院の建設に際しては、放射性物質対策の第一線たり得る病院を構想すること。

(3) 風評被害対策

ア 安全性のアピールとデータの信頼性のアピール

(ア) 国会や委員会ほか政府機関の会議、政府要人をいわきに招請すること。

(イ) 検査体制の充実により、商品・製品への信頼醸成を図ること。

(ウ) 食品については、消費者が納得できるよう丁寧な検査方法により放射線検査を行い、検査の全過程を公表すること。

(エ) 懸念の多いものを検査し、結果を公表すること。

イ 消費実績の積み重ねによる品質の信頼回復

風評被害製品について、安全を確認したうえ、地場消費を拡大するとともに、独自流通・交流によって消費を拡大し、消費実績を地道に積み重ねることによって品質への信頼回復を図ること。

ウ 放射線の知識普及による風評の沈静化

放射性物質についての知識の不足に由来する風評被害を沈静化させるため、国民に対する知識普及を国において図ること。

(4) 地域経済支援

ア (仮称) 中小企業支援物資センターを設置し、余剰の事業設備・資材を提供できる企業から、それらを必要とする企業への仲

介を行うことによって、再建しようとする事業者や創業しようとする事業者を支援すること。なお、既に活動している民間の中小企業支援物資センターについては、組織化し、円滑な運営を図ること。

- イ 中小企業は資金融資の条件を満たせない場面が多いため、融資制度があっても事実上の資金借入ができないことがあることから、借入に公的機関の保証を付す制度を国に求めること。
- ウ 第一次産業の事業者には相対的に手厚い補助があり、事業再開の糸口となっているが、第二次産業の事業者には補助制度が不十分であることから、同等の補助制度を、第二次産業の事業者に対しても設けること。
- エ 企業自家発電の設置について助成制度を設けること。
- オ 本市内の企業に加えて、避難自治体に所在する企業の本市への立地受入れを積極的に行うなど、他自治体における被災企業の経済活動についても広域的に支援していくこと。

(5) 雇用対策

- ア 被災地土地利用計画の早期策定による事業者の再建促進
被災地域の土地利用計画が定まらなければ、地場産業を担う事業者が事業再開の見通しを立てることができないため、早期に計画を定め、事業再建を促すことにより、従業員の雇用を守ること。
- イ 新エネルギー事業による雇用促進
 - (ア) メガソーラー（大規模太陽光発電施設）立地予定地を市から積極的に提案することにより、関連企業の誘致を促進し、地域の雇用を創出すること。
 - (イ) メガソーラー（大規模太陽光発電施設）立地適地をリストアップして事業者を紹介することにより、立地条件の優位化を

図り、関連産業の集積地を目指すことにより、雇用を創出すること。

(ウ) 風力発電施設を誘致することにより、施設・設備の生産拠点化を図り、雇用を創出すること。

ウ 用途地域の制限解除による企業誘致戦略

企業の進出を容易にし、雇用の創出を図るため、企業が立地しようとする際の支障となる用途地域の制限の緩和を国に求めること。

エ 環境産業の重点誘致

将来の都市形成のため、環境産業の誘致に重点を置き、この分野での雇用力を開拓すること。

オ 復旧・復興に必要な技術を有する人材の育成による雇用対策

復旧・復興事業において人材の需要があるにもかかわらず、技術の不足のために従業者が増えず、需要に答えきれていない現状があることから、技術者の育成に力を入れることにより、就業を促進すること。

(6) 新エネルギー・再生可能エネルギー産業について

ア 再生可能エネルギー産業拠点化

メガソーラー（大規模太陽光発電施設）立地予定地を市から積極的に提案すること。

イ 個人家庭等の太陽光発電の推進

個人家庭及び企業の太陽光発電設備の助成に関し、設置費用のみから維持補修費用まで助成対象を拡大すること。

ウ 福島県沖の洋上風力発電の可能性について検討に着手すること。

エ 新エネルギー分野の日進月歩の変化に対し、市として即応できる組織体制を整備すること。

3 防災まちづくり及び原子力災害対策

(1) 災害に強いまちづくり

ア 防災・減災力の強化

市民の生命・財産を守り、子供から高齢者まで安全・安心に暮らすことのできるまちをつくるため、防災に加え、減災の概念も取り入れたまちづくりを進めること。

イ ハザードマップの早急な見直し・作成

(ア) 今回の震災被害の状況を踏まえ、国・県と連携しながらも、地域住民が主体的に見直し・作成にかかわる、市オリジナルのハザードマップを作成すること。

(イ) 津波被害エリアにおける避難場所及び避難経路を見直すとともに、避難所を含め、ハザードマップの内容について、市民への周知を徹底すること。

(ウ) がけ崩れ・土砂崩れ・地すべりによる住家被害を未然に防ぐため、急傾斜地などの危険箇所を早急に調査し、ハザードマップに反映させること。

ウ 宅地・団地を造成する際の基準・規制の見直し

(ア) 宅地・団地におけるがけ崩れや液状化現象による被災の状況を調査し、被災者への生活支援をはじめ、地質調査費用の助成制度の構築を図ること。

(イ) 被災地及び危険箇所に対する支援に必要な法律の整備を、国に要請すること。

エ いわき市地域防災計画の改善・マニュアル化

(ア) 今回の震災を通して、計画通り「できたこと」、「できなかったこと」を検証し、「できたこと」については必要に応じて

強化するとともに、「できなかったこと」については原因を究明して改善を図り、震災の教訓を活かした実効性の高い計画とすること。

(イ) 災害時の人的・物的支援の協力や民間企業が管理・運営する生活基盤施設の復旧状況の情報など、迅速な情報収集を可能とするため、民間企業との災害協定の締結を検討すること。

(ウ) 震災時、十分には機能しなかった自主防災組織の活動状況を検証し、市民力（マンパワー）が発揮できるように組織を見直すこと。

(エ) 原子力事故への対応項目である「第5編 個別災害対策 第2章 放射性物質等対策計画」の内容を検証し、早急に見直すこと。

(2) 災害に対応し得る地域力の再生・強化

ア 災害時に求められる市民意識の醸成

非常時に求められる、人のつながり、助け合いの意識を市民一人一人が高めることができるよう、防災訓練等を通じ、意識の醸成を図ること。

イ 防災・避難訓練の徹底及び体系化

多様な災害に備えるため、地域・時間ごとに異なる内容の防災訓練を行うとともに、実際に防災サイレンを吹鳴させるなどの現実的な訓練を行うための仕組みづくりを進めること。

ウ 自主防災組織などの防災団体をはじめとする各種地区団体と市の関わり方の見直し

震災時、地域で組織されている各団体がとった災害への対応状況を把握・分析し、今後の災害発生時の対応に反映させること。

エ 高齢者などの地域における災害時要援護者への対応の強化

これまでの形にとらわれない、地域の実情に即した災害時要援護者に対する支援体制を再構築し強化すること。

(3) 防災基盤施設などの高度整備

- ア 防災センターの整備などの公共施設の高度化
 - (ア) 本庁舎・各支所などの公共施設を結ぶ非常用通信網のバックアップ体制を強化すること。
 - (イ) 高度化とは対極の位置にある汲み取り式トイレなどを再評価し、今後の災害対応に反映させること。
 - (ウ) 非常災害時には一元的に対応できる拠点となり、平常時には防災意識普及施設などとして多目的に活用でき、また、食糧・水などの物資の備蓄機能や自家発電機能、貯水機能などの非常時にも対応できる高度機能を有した耐震構造の防災センターの設置を検討すること。
 - (エ) ハザードマップの見直しにあわせ、民間施設の活用を含めた避難所の見直しを図ること。
 - (オ) 社会福祉施設等に入所する障がい者や高齢者などの社会的弱者が、施設ごと全員避難することができるような規模・機能を持つ避難所について検討・整理すること。また、透析患者の避難についても、医療機関との連携を密にした万全の体制をとること。
- イ 市災害対策本部と各地区災害対策本部の情報伝達の連携強化
防災行政無線及び衛星電話について、災害時に確実に運用できるようにするため、今回の震災時の運用状況を把握し検証を行うこと。また、実際に防災行政無線を用いた本庁と各支所間の定期的な訓練体制を確立し、情報伝達の連携強化を図ること。
- ウ 公共施設への避難所機能の付加・導入

公共施設の改築・新築時には、被災者支援及び避難所機能の付加・導入を図ること。

(4) 復旧・復興に要する財源の確保

ア 国・県に対する復旧・復興に係る財政支援措置等の積極的かつ継続的な要請

(ア) 特区制度を活用して復旧・復興事業を積極的に実施すると共に、事業実施に必要な財政支援措置について、国・県に積極的かつ継続的に要請すること。

(イ) 仮設住宅や一時提供住宅については、時限的措置の経過後（2年後）を見据えて対応するよう、国・県に要請すること。

(ウ) 市債に係る利子補給等の財政支援措置を国に要請すること。

(エ) 被災自治体として、また、被災者受け入れ自治体としての所要経費の財政的支援を国・県に要請すること。

イ 既存事業の見直し

歳出の抑制を図るため、市みずから既存事業の見直しを行い、さらなる財源の確保に取り組むこと。

(5) 市の取り組み及び組織体制

ア 情報が錯綜した原因の究明と今後の各種計画への反映

各地区災害対策本部の情報伝達方法について検証し見直すとともに、指揮系統の主体を整理し、各種計画に反映させること。

イ 地域における団結力の醸成

地域における団結力の差が被災者支援の差に直結しないよう、地域の団結力醸成を図るための支援を行う仕組みづくりを進めること。

ウ 災害時における職員配置の適正化及び職員の意識の向上

- (ア) 震災発生時の各部署の対応状況を検証し、災害時に柔軟に対応できる横断的な組織体制の確立を図ること。
- (イ) 市災害対策本部と各地区災害対策本部の機能・役割を明確にし、市災害対策本部に人材・権限が集中しない体制を構築すること。
- (ウ) 災害業務に従事する職員の業務時間や作業量を平準化させて職員の身体的・精神的ストレスの負担軽減を図る体制を構築すること。
- (エ) 災害発生時には、交通基盤施設の被害状況や職員の通勤手段等を考慮し、職員が住居の最寄りの災害対策本部・避難所などで被災者支援業務に従事できる体制を構築すること。
- (オ) 災害発生時にも強い使命感と責任感を持って冷静に対応できる職員を育成するため、定期的に研修会を開催するなど、職員の教育体制の充実を図ること。

エ 原子力発電所事故に対応する組織体制の構築

福島第一・第二原子力発電所の状況などの情報収集及び市民に向けた情報の提供など、また、国・県及び東京電力株式会社との連絡調整を執り行う原子力発電所問題に特化した部署を設置し、原子力災害に適切に対応すること。

オ 専門的知識技能を有するボランティアの活用について、市も積極的に対応できる体制の構築を図ること。

(6) 原子力発電所事故への対応

ア 事故の早期収束・情報開示

- (ア) 原子力発電所に近接する自治体として、東京電力・県との三者安全協定若しくは覚書を締結し市民の安全の確立を図ること。

(イ) 東京電力との新たな連絡通報体制（ホットライン）の構築など、法改正を含め連絡通報体制の確立について国に要請すること。

(ウ) 福島第一・第二原子力発電所の現状及び事故収束に向けた作業状況を注視し情報の収集に努めるとともに、それらの情報をリアルタイムに市民に提供できる仕組みを早急に構築すること。

(エ) 福島第一原子力発電所の事故発生時の国・県・東電の初期段階の行動を検証し、今後の災害対応に反映させるよう要望すること。

イ EPZ（緊急時計画区域）等の設定の検証と見直し

EPZ（緊急時計画区域）等の設定範囲の検証を行い、その見直しについて国に対し要望すること。

ウ 適正かつ速やかな補償実施の要請

原子力発電所事故に起因する被害への適正かつ速やかな補償と損害賠償への支払いの実施を国に要請すること。

エ 原子力発電所に依存しない意志の表明

エネルギー転換を推進し、原子力発電所に依存しない社会を目指す、本市としての意志を表明すること。

(7) 放射性物質への対応

ア 除染の実施

市民が安心して生活できる生活空間に戻すため、早急かつ公平に除染を開始すること。

イ 放射線に対する情報の積極的な提供

放射線に関する情報を市民に積極的に提供するため、広報紙をはじめ、セミナーや出前講座を開催するなど、広報・情報提供体

制の充実を図ること。

ウ 内部被曝低減への対応

(ア) 内部被曝から市民を守るため、水質、土壌、食物に係る放射線量の測定を強化すること。

(イ) ホールボディカウンターを確実に設置するとともに、子供の内部被曝の測定など多様な検査需要に対応できるよう検査体制の強化を図ること。

(ウ) ストロンチウム90やプルトニウムなどの多様な放射性核種を早期に検出し、内部被曝から市民を守るため土壌調査など各種調査を早急に実施すること。

エ 市民の健康管理・被曝量低減に対する対応の強化

市民の長期的健康管理については、市が責任をもって県と連携して推進させるとともに、(仮称)原発事故被曝者援護法などの特例法の制定、被曝者健康手帳の交付及び定期通院・医療行為の無償化・社会保障などを国の責任において行うことを要請すること。